

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の 入会手続について

2024年8月

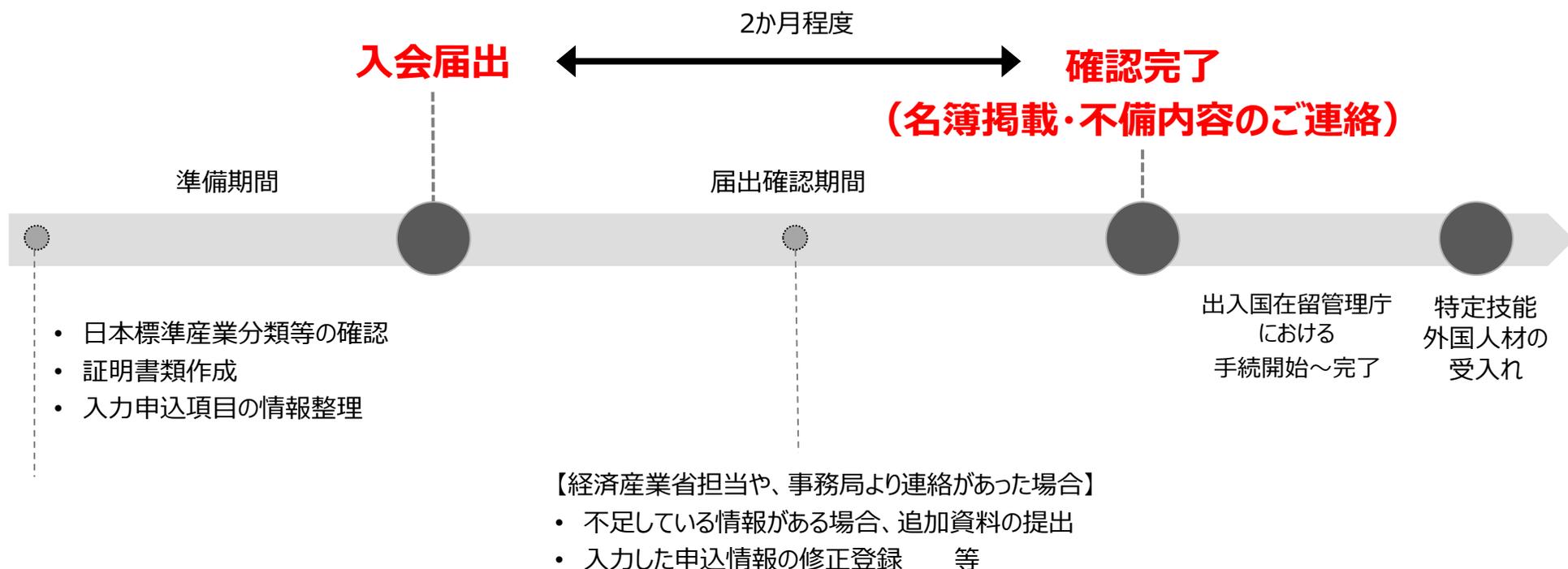
経済産業省

【御案内】

- 現時点では素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野のみ、本協議会への入会を受け付けております。
- 資料1で御紹介した追加予定の産業分類に係る入会手続は、2024年秋頃の告示等の改正以降、受付予定であり、現時点では入会申請を受け付けておりません。入会受付の開始タイミングは、今後、御案内差し上げます。

1. 入会手続の流れについて

- 特定技能外国人材を受け入れようとする事業者は、出入国在留管理庁への在留諸申請前に、受入れを行う事業所ごとに製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下、「受入れ協議・連絡会」という。）への入会が必須です。
- 入会手続は、ポータルサイトにて行うことができます（詳細は次頁）。
- 入会届出の内容確認（構成員名簿への掲載若しくは不備内容のご連絡）まで、現在、約2か月程度お時間をいただいております。



2. 入会の届出について

- 入会の届出は、ポータルサイトより行います。

1) ポータルサイトの入会届出

- 以下のURLにアクセスしてください
<https://www.sswm.go.jp/entry/index.html>



2) 新規入会申込みの場合、届出種別を選択

- 「受入れ機関（企業）」または、「関係機関」を選択してください

【受入れ機関とは】

分野の特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする本邦の公私の機関

【関係機関とは】

地方公共団体、経済団体その他の団体（受入れ機関を除く。）であって、受入れ協議・連絡会の目的に賛同し、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの

→ 本資料では、受入れ機関の届出について説明します

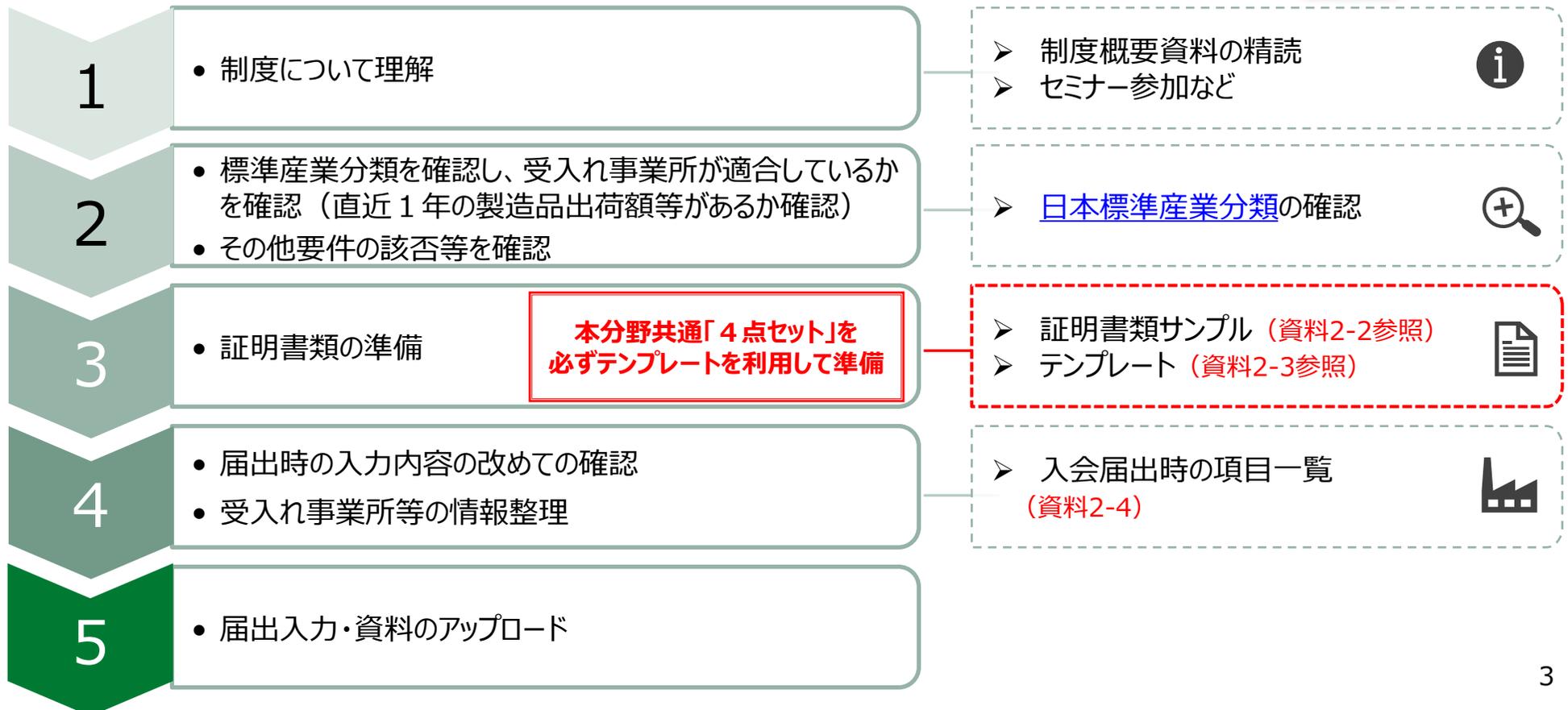
The screenshot shows the homepage of the 'Manufacturing Specialized Skills Foreigners Acceptance Agreement and Liaison Office'. At the top, there is a navigation bar with '国内事業者' (Domestic Business Operator) highlighted. The main heading reads '製造業特定技能外国人材 受入れ協議・連絡会'. Below this, there are two main sections: '入会手続き中、または、入会済みで届出情報を更新希望の方' (Already in the application process or those who have completed the application and wish to update their information) and '新規入会申込みの方 (または、入会済みで新規の事業所 (工場など) を追加希望の方)' (New application or those who have completed the application and wish to add new business locations). The first section has a 'マイページ' (My Page) button with a 'SELECT' button. The second section has two buttons: '特定技能外国人を雇用したい企業の方はこちら「受入れ機関（企業）」' (For companies that want to employ specialized skills foreigners, click here for 'Acceptance Institution (Company)') and '登録支援機関や自治体等の方はこちら「関係機関」' (For designated support organizations or local governments, click here for 'Relationship Institution'), both with 'SELECT' buttons. At the bottom, there is a link for '対象となる産業分類一覧はこちら' (Click here for a list of industries eligible for the program). A footer section titled '構成員名簿' (Member Roster) lists '「受入れ機関（企業）」 特定技能所属機関もしくは特定技能所属機関になろうとする本邦の公私の機関' (List of 'Acceptance Institutions (Companies)', which are domestic public or private organizations that are designated skill-related organizations or intend to become so).

3. 入会の届出について 受入れ機関（企業）①

- 以下の流れで、入会の届出の準備を行ってください。
- 事前の準備を入念に実施していただくと、届出の確認をスムーズに行うことができ、結果的に少しでも早く届出完了（名簿掲載）できますので、御協力をお願いいたします。
- 多くの届出がある産業分類については、内容の確認（構成員名簿への掲載若しくは不備内容のご連絡）まで、2か月程度のお時間をいただいております。



3) 提出する証明書類等の事前準備～届出 https://www.sswm.go.jp/entry/form_pre.html



3. 入会の届出について 受入れ機関（企業）②

- 届出内容を確認した結果、追加での証憑書類の提出や届出内容の修正をお願いすることがあります。
- その際は、マイページから情報の更新をお願いいたします。

4) 届出情報の補足・修正の依頼

- 届出情報に不足がある場合や、修正が必要な場合は、事務局よりメールにてご案内いたしますので、マイページから更新をお願いいたします。

https://www.sswm.go.jp/entry/index_login.php



- 上記ページで登録したメールアドレスを入力し届出番号とパスワードを入力してログインしてください。
- 届出番号と仮パスワードは、最初に届出した際に受信した自動配信メールに記載されています。
- 今後、マイページにログインする際に必要となりますので、仮パスワードは任意のものに変更のうえ、大切に保管してください。



(参考) 届出に当たって特にご留意いただきたい事項

- これまでの届出やお問合せの傾向から、特にご留意いただきたい点をまとめております。

1) 入会完了時点は、受入れ協議・連絡会構成員名簿への掲載の時点です

- 入会届出を提出時点で「新規届出受付」というメールが届きますが、入会完了ではありません。届出いただいた内容について、受入れ協議・連絡会にて確認を行った上で、受入れ協議・連絡会構成員名簿への掲載が行われて入会完了となります。
- また、「入会完了まで2か月程度」は、届出内容に不備なく最短で入会できた場合です。多くの事業所様は1～2回の修正対応をいただいておりますので、余裕を持ってご提出ください。

2) 受入れ協議・連絡会は事業所で製造している製造品と産業分類の該当可否を確認しています

- 提出いただく証明書類には、特定技能外国人材本人の業務区分（職種）を記載する必要はありません。製造品に該当する産業分類を選択してください。

3) 企業向け製造業特定技能外国人相談窓口での、産業分類の該当可否の最終判断はできません

- 製造品と産業分類の該当確認は、最終的にご提出された証明書類・画像等にて行います。

4) 証明書類では、製造品1つにつき、産業分類を1つ選択してください

- 複数の製造品を届け出たい場合は、それぞれの製造品に紐付く産業分類を明確に記載してください。
- なお、証明書類作成時にはページを追加していただいても構いません。

5) 製造品の画像が権利等の関係で提出不可の場合でも、理由書に加えてできる限りの情報提出が必要です

- 理由書には、画像提出不可の理由を記載してください。（様式は問いません）
- 製造品が不明ですと入会可否の確認ができません。理由書のほかに、製造品、用途の内容が分かるようできる限り詳細に説明をしてください。具体的には、製造品がどの部分に利用されどういった効果をもたらすのか、最終的にどのような製造品に組み込まれるのか、という点をご記載ください。
- なお、製造品そのものではなく、汎用的な製品や同型の製品画像、イラストを一例として掲載いただくことも可能です。